

○南丹市空き家流動化対策事業実施要綱

平成 29 年 4 月 25 日

告示第 96 号

改正 令和2年2月26日告示19号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、空き家を地域資源として掘り起こし、定住促進及び地域振興に活用するため、南丹市空き家流動化対策事業（以下「事業」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 居住を目的として市内に建築された建物のうち、現に利用されていない又は近く利用されなくなると見込まれる建物であり、かつ、南丹市空き家バンク実施要綱（平成 25 年南丹市告示第 239 号）の規定により南丹市空き家バンク（以下「空き家バンク」という。）に登録すること並びに定住促進及び地域振興に活用することが可能な住宅をいう。

(2) 所有者等 空き家に係る所有権又は売買若しくは貸借を行うことができる権利を有する者をいう。

(3) 行政区 南丹市区設置規則（平成 18 年南丹市告示第 6 号）第 1 条第 2 項に定める区をいう。

(4) 地域団体 行政区等により構成され、地域に根ざした活動を行う団体であつて、次に掲げる要件の全てに適合するものをいう。

ア 事業を行う地域の事情に精通し、移住者の受け入れだけでなく、移住後の支援まで丁寧に行うことができる体制を整備していること。

イ 事業を適切かつ効率的に行うため、団体の代表者、構成員、事務局並びに意思決定、事務処理及び会計処理の方法等を規約等で定めていること。

(事業の内容)

第 3 条 事業の内容等は、下表に掲げるとおりとする。ただし、次の各号に掲げる物件については、事業の対象としない。

(1) 宗教又は政治を目的とした物件

(2) その他市長が事業の対象として適当でないと認める物件

事業種目	事業主体	事業内容	対象経費等
空き家掘り起こし事業	行政区又は地域団体	事業主体の働きかけにより、所有者等が空き家バンクへの登録に同意し、当該所有者等が空き家バンクに	新規登録 1 物件につき 3 万円を支給

		新規登録した場合、その活動に対する報奨金を支給する。	
		上記の活動により、空き家バンクに登録された当該空き家が新規活用された場合、その活動に対する報奨金を支給する。	新規活用 1 物件につき 2 万円を支給
空き家掃除お助け事業	行政区又は地域団体	空き家バンクに登録された空き家又は新規活用が見込まれる空き家について、事業主体が所有者等の同意を得た上で、当該空き家の家財道具撤去等の作業を行う場合、作業経費の一部を補助する。ただし、南丹市移住促進事業補助金交付要綱（平成 31 年南丹市告示第 134 号）第 3 条に定める空家流動化促進事業の対象となる経費は除くものとする。	1 物件につき 20 万円を上限に、作業で生じる廃棄物処分費（バケット代）の全額を補助

2 前項に掲げる事業については、空き家 1 物件につき 1 回限り対象とする。

（空き家掘り起こし事業の報奨金支給申請及び決定）

第 4 条 空き家掘り起こし事業を実施しようとする事業主体（以下「第 4 条申請者」という。）は、南丹市空き家掘り起こし事業報奨金支給申請書（様式第 1 号）に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、支給の可否を決定し、南丹市空き家掘り起こし事業報奨金支給（不支給）決定通知書（様式第 2 号）により、第 4 条申請者に通知するものとする。

（空き家掘り起こし事業の報奨金請求及び支給）

第 5 条 前条に規定する決定通知を受けた第 4 条申請者は、南丹市空き家掘り起こし事業報奨金請求書（様式第 3 号）により、市長に報奨金を請求しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求書を受理したときは、速やかに報奨金を支給するものとする。

（空き家掃除お助け事業の補助金交付申請及び決定）

第 6 条 空き家掃除お助け事業を実施しようとする事業主体（以下「第 6 条申請者」という。）は、南丹市空き家掃除お助け事業補助金交付申請書（様式第 4 号）に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、南丹市空き家掃除お助け事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第 5 号）により、第 6 条申請者に通知するものとする。

（空き家掃除お助け事業の補助金変更承認申請及び決定）

第 7 条 前条に規定する決定通知を受けた第 6 条申請者は、当該補助対象経費を増額

しようとするとき、又は当該申請を取り下げようとするときは、南丹市空き家掃除お助け事業補助金変更承認申請書（様式第6号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、南丹市空き家掃除お助け事業補助金変更承認（不承認）決定通知書（様式第7号）により、第6条申請者に通知するものとする。

（空き家掃除お助け事業の実績報告及び補助金額確定）

第8条 第6条申請者は、事業終了後、南丹市空き家掃除お助け事業補助金実績報告書（様式第8号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する実績報告があったときは、その内容を審査の上、補助金額を確定し、南丹市空き家掃除お助け事業補助金額確定通知書（様式第9号）により、第6条申請者に通知するものとする。

（空き家掃除お助け事業の補助金請求及び交付）

第9条 前条に規定する確定通知を受けた第6条申請者は、南丹市空き家掃除お助け事業補助金請求書（様式第10号）により、市長に補助金を請求しなければならない。

- 2 第6条申請者は、第6条第2項に規定する交付決定を受けた補助金額の全部又は一部について、前項に規定する請求書の提出により、概算払を請求することができる。
- 3 市長は、前2項に規定する請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（対象経費等の返還）

第10条 第3条に規定する各事業が、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は決定通知の内容を変更又は取り消し、既に支払われた対象経費等の全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱に定める事業の目的に適合しないと認められるとき。

(2) 偽りその他不正行為があったと認められるとき。

- 2 前項に規定する返還を命じられた第4条申請者及び第6条申請者は、その決定に速やかに従わなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（令和2年2月26日告示19号）

この告示は、公表の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

様式第1号（第4条関係）

南丹市空き家掘り起こし事業報奨金支給申請書

年 月 日

南丹市長 様

申請者 ※太枠内に記入

所在地	〒 ー 南丹市
団体名	
代表者名	Ⓜ
電話番号	

下記のとおり事業を実施したので、報奨金の支給を申請します。

番号	南丹市空き家バンクへの登録に同意を得た物件の所在地
1	南丹市 町 番地
2	南丹市 町 番地
3	南丹市 町 番地
4	南丹市 町 番地
5	南丹市 町 番地

- ※添付書類
- (1) 南丹市空き家バンクへの登録同意書（別紙1）
又は南丹市空き家バンク登録申込書の写し
（上表に記載の全物件分）
 - (2) 物件所在地の位置図（上表の番号を該当箇所に記載）

別紙1

南丹市空き家バンクへの登録同意書

年 月 日

南丹市長 様

空き家所有者等 ※太枠内に記入

住 所	〒 —
氏 名	⑩
電話番号	

下記の物件について、南丹市空き家バンクへの登録と、南丹市から登録事務に関する照会等を受けることに同意します。

物件所在地	南丹市 町 番地
権 利 関 係	<input type="checkbox"/> 本人所有 <input type="checkbox"/> その他 () ※該当する <input type="checkbox"/> にチェック <input checked="" type="checkbox"/> と () 内に記入
賃貸・売買 の 希 望	<input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 売買 ※該当する <input type="checkbox"/> にチェック <input checked="" type="checkbox"/> を記入

※1 物件につき、1枚の同意書にご記入ください。

様式第2号（第4条関係）

南丹市空き家掘り起こし事業報奨金支給（不支給）決定通知書

第 号
年 月 日

様

南丹市長 印

下記のとおり報奨金の支給（不支給）を決定したので通知します。

なお、年 月 日までに報奨金請求書を南丹市役所 課へ
提出してください。

1. 南丹市空き家バンクに新規登録又は新規活用された物件

番号	物件所在地	登録	活用
1	南丹市 町 番地		
2	南丹市 町 番地		
3	南丹市 町 番地		
4	南丹市 町 番地		
5	南丹市 町 番地		

2. 報奨金額

登録 件×30,000円+活用 件×20,000円=	報奨金額	円
----------------------------	------	---

3. 不支給の理由

--

※次の各号のいずれかに該当するときは、市長は決定通知の内容を変更又は取り消し、
報奨金の全部又は一部の返還を命じることができます。

- (1) 南丹市空き家流動化対策事業実施要綱に定める事業の目的に適合しないと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正行為があったと認められるとき。

様式第3号（第5条関係）

南丹市空き家掘り起こし事業報奨金請求書

年 月 日

南丹市長 様

申請者 ※太枠内に記入

所在地	〒 ー 南丹市
団体名	
代表者名	ⓐ
電話番号	

下記のとおり報奨金を請求します。

報奨金額		円
振 込 口 座	金融機関名	
	支店名	
	口座種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄 ※該当する□にチェック☑を記入
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	

様式第4号（第6条関係）

南丹市空き家掃除お助け事業補助金交付申請書

年 月 日

南丹市長 様

申請者 ※太枠内に記入

所在地	〒 ー 南丹市
団体名	
代表者名	(印)
電話番号	

下記のとおり事業を実施したいので、補助金の交付を申請します。

なお、当該物件の所有者等から事業の実施に関する同意を得ており、事業に関する一切の責任は申請者が負うことを確約します。

物件所在地	南丹市 町 番地
事業内容	上記空き家の掃除・家財道具撤去等
	事業着手予定日 年 月 日
	事業完了予定日 年 月 日
	団体構成員の参加予定人数 人（実人数）
交付申請額	廃棄物処分費（バケツ代 杯分）の全額 円
	補助金 円 ※上限 200,000 円

- ※添付書類 (1) 補助対象経費の見積書の写し（業者が発行したもの）
(2) 物件所在地の位置図

様式第5号（第6条関係）

南丹市空き家掃除お助け事業補助金交付（不交付）決定通知書

第 号
年 月 日

様

南丹市長 印

年 月 日付けで申請のあった事業について、下記のとおり補助金の交付（不交付）を決定したので通知します。

なお、事業完了後はすみやかに補助金実績報告書を南丹市役所 課へ提出してください。

1. 交付決定の内容

物件所在地	南丹市 町 番地
交付決定額	円

2. 不交付の理由

--

※次の各号のいずれかに該当するときは、市長は決定通知の内容を変更又は取り消し、補助金の全部又は一部の返還を命じることができます。

- (1) 南丹市空き家流動化対策事業実施要綱に定める事業の目的に適合しないと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正行為があったと認められるとき。

※事業完了前に補助金の支払を希望される場合、補助金請求書（概算払）を提出してください。なお、補助金の過払が生じたときは、過払分を返金していただきます。

様式第6号（第7条関係）

南丹市空き家掃除お助け事業補助金変更承認申請書

年 月 日

南丹市長 様

申請者 ※太枠内に記入

所在地	〒 ー 南丹市
団体名	
代表者名	Ⓜ
電話番号	

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった事業について、下記のとおり内容を変更したいので、承認を申請します。

なお、当該物件の所有者等から事業の変更に関する同意を得ており、事業に関する一切の責任は申請者が負うことを確約します。

物件所在地	南丹市 町 番地
変更区分	<input type="checkbox"/> 増額 <input type="checkbox"/> 申請取り下げ ※該当する <input type="checkbox"/> にチェック <input checked="" type="checkbox"/> を記入
増額の場合 変更後の 交付申請額	廃棄物処分費（バケツ代 杯分）の全額 円 補助金 円 ※上限 200,000 円

※添付書類 (1) 変更後の補助対象経費の見積書の写し（業者が発行したもの）

様式第7号（第7条関係）

南丹市空き家掃除お助け事業補助金変更承認（不承認）決定通知書

第 号
年 月 日

様

南丹市長 印

年 月 日付けで変更承認申請のあった事業について、下記のとおり承認（不承認と）したので通知します。

なお、事業完了後はすみやかに補助金実績報告書を南丹市役所 課へ提出してください。

1. 承認の内容

物件所在地	南丹市 町 番地
変更区分	<input type="checkbox"/> 増額 <input type="checkbox"/> 申請取り下げ ※該当する <input type="checkbox"/> にチェック <input checked="" type="checkbox"/> を記入
変更後の 交付決定額	円

2. 不承認の理由

--

※次の各号のいずれかに該当するときは、市長は決定通知の内容を変更又は取り消し、補助金の全部又は一部の返還を命じることができます。

- (1) 南丹市空き家流動化対策事業実施要綱に定める事業の目的に適合しないと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正行為があったと認められるとき。

※事業完了前に補助金の支払を希望される場合、補助金請求書（概算払）を提出してください。なお、補助金の過払が生じたときは、過払分を返金していただきます。

様式第8号（第8条関係）

南丹市空き家掃除お助け事業補助金実績報告書

年 月 日

南丹市長 様

申請者 ※太枠内に記入

所在地	〒 ー 南丹市
団体名	
代表者名	ⓐ
電話番号	

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった事業について、下記のとおり実績を報告します。

物件所在地	南丹市 町 番地
事業内容	上記空き家の掃除・家財道具撤去等
	事業着手日 年 月 日
	事業完了日 年 月 日
	団体構成員の参加人数 人（実人数）
実績報告額	廃棄物処分費（バケツ代 杯分）の全額 円
	補助金 円 ※上限 200,000 円

- ※添付書類 (1) 補助対象経費の領収書の写し（業者が発行したもの）
(2) 作業前・作業中・作業後・廃棄物バケツ使用後の写真

様式第9号（第8条関係）

南丹市空き家掃除お助け事業補助金額確定通知書

第 号
年 月 日

様

南丹市長 印

年 月 日付けで実績報告のあった事業について、下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

なお、年 月 日までに補助金請求書を南丹市役所 課へ提出してください。

物件所在地	南丹市 町 番地
補助金確定額	円

※次の各号のいずれかに該当するときは、市長は決定通知の内容を変更又は取り消し、補助金の全部又は一部の返還を命じることができます。

- (1) 南丹市空き家流動化対策事業実施要綱に定める事業の目的に適合しないと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正行為があったと認められるとき。

様式第10号（第9条関係）

南丹市空き家掃除お助け事業補助金請求書

年 月 日

南丹市長 様

申請者 ※太枠内に記入／該当する□にチェック☑を記入

所在地	〒 ー 南丹市
団体名	
代表者名	Ⓜ
電話番号	
請求種別	<input type="checkbox"/> 概算払(事業完了前) <input type="checkbox"/> 精算払(事業完了後)

下記のとおり補助金を請求します。

補助金額		円
振込口座	金融機関名	
	支店名	
	口座種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄 ※該当する□にチェック☑を記入
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	